

京都府環境影響評価条例の改正について

(答申) 案

平成 2 5 年 月

京都府環境審議会

答申に当たって

事業計画の立案の段階において、できる限り早期の段階からその事業が環境に及ぼす影響について配慮を行う、いわゆる戦略的環境アセスメントの実施は、環境の保全及び創造の見地から極めて重要な手続である。

従来環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）による環境アセスメントは、事業の枠組みがほぼ固まった段階で実施するものであり、柔軟な環境保全措置が困難な場合があったが、戦略的環境アセスメントは、そのような、いわゆる事業アセスの限界を補うものといえる。

平成23年4月の法改正においては、従来環境アセスメントにおける住民参画の推進等に係る手続の改正に加え、事業者が、事業計画の立案段階において、原則として位置等に係る複数案を比較検討し、その結果について主務大臣等の意見を聴き、事業計画の決定に反映させる手続（以下「法配慮書手続」という。）が新設された。

当審議会では、平成23年6月に、京都府知事から「京都府環境影響評価条例の改正について」諮問を受け、これを環境管理部会に付議し、これまでの条例に基づく環境影響評価の実績や環境の現状、地域特性、法改正の趣旨等を踏まえ、まず、住民等の理解及び参画の推進等、速やかに見直すべき事項について、同年11月に第一次の答申を行った。これを受けて、府では同年12月条例を一部改正し、平成25年4月から全面施行されている。

なお、戦略的環境アセスメントについては、海外においては政策や上位計画段階から実施されている場合があること、一方で、条例の対象事業には計画立案段階での公表等が困難と考えられる民間事業を規定していることなどから、戦略的環境アセスメント手続の実効性と対象事業の現実性を兼ね備えた制度の在り方について慎重に審議を行ってきた。

本答申は、法と条例の関係、条例対象事業の特性等を踏まえて条例改正骨子案をとりまとめ、パブリック・コメントによる住民意見聴取を通じ、現時点において条例に規定すべき戦略的環境アセスメント制度及び今後の課題とすべき事項等を取りまとめたものである。

京都府においては、本答申を踏まえ、速やかに条例を改正されることを期待する。

平成2 年 月 日

京都府環境審議会
会長 内藤 正明

1 戦略的環境アセスメント制度をとりまく状況

(1) これまでの府の制度による環境アセスメント

- 我が国の環境影響評価制度は、国による全国一律の制度と、地域特性を踏まえ各自治体が条例で定める国の制度の対象以外の事業を対象とする制度が一体となって、環境保全に配慮した事業が実施されるよう運用されている。
- 京都府では、平成元年から「京都府環境影響評価要綱（平成元年京都府告示第295号）」により、平成11年からは「京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）」（以下「条例」という。）により事業実施段階における環境アセスメントが実施されている。
なお、京都市内で実施される事業については、「京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）」に基づき環境アセスメントが実施されている。

(2) 戦略的環境アセスメント導入の経緯

- 戦略的環境アセスメント (Strategic Environment Assessment) とは、個別の事業に先立つ「戦略的な意志決定段階」、すなわち、事業の位置、規模等の検討段階、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）、さらには政策の立案段階において実施する環境アセスメントである。
- 国の環境政策においては、平成18年に策定された第3次環境基本計画において、戦略的環境アセスメントの推進を国の施策目標に位置付け、これを受けて環境省では平成19年に主として公共事業の事業の位置等の検討段階を対象とした環境影響評価について、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を公表し、また、平成20年に制定された生物多様性基本法においては、国の施策として事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進を規定している。
- 国土交通省では、平成15年に「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を公表し、公共事業の構想段階における環境面を含む総合的な検討において、住民意見を反映させる手続を推進するなど、事業を行う側においても、事業計画の立案段階における第三者意見を踏まえた検討、配慮等が重要視されてきている。

- このような状況を踏まえ、平成23年4月に「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」（以下「法」という。）が改正、公布され、新たに法配慮書手続が導入された。

この手続は、事業計画の検討段階で、原則として事業の位置、規模等に係る複数案について、調査、予測、評価を行い、事業を所管する大臣を始めとする第三者の意見を踏まえて事業の位置等を決定する手続であり、平成25年4月1日から施行されている。

なお、本府においては、現在、西日本旅客鉄道株式会社による奈良線第2期複線化事業に係る法配慮書手続が行われているところである。

2 計画段階における環境配慮の必要性

(1) 条例制定当時の考え方

- 条例制定時における本審議会の答申においては、早い段階からの手続が重要である一方、事業計画の熟度が低い段階での公表等による混乱への懸念を踏まえ、方法書段階からの手続が必要とし、それ以前からの手続については今後の課題としていた。

環境影響評価に関する条例の在り方について（答申）抜粋

（京都府環境審議会、平成10年7月29日）

(2) 新たな制度が有する基本的な要件

イ 枠組み

- なお、環境影響評価は事業の実施に先立ちできるだけ早い時期から実施すべきである。
- また、個別の事業の計画前に、その上位計画に当たる基本構想や基本計画を策定することが一般的であることから、今後、その段階から環境配慮の仕組みを明確にする制度の検討が望まれる。

(4) 早い段階からの手続

- 環境を守り育てる観点からの意見が反映される事業実施計画段階から手続を開始することが重要と考えられる。
- しかし、住民関与の手続を事業計画の熟度が低い段階から導入することにより、事業の予定区域や周辺地域の地価の混乱等を惹起するという懸念もあり、留意が必要である。
- したがって、環境影響評価手続の開始は、事業計画の熟度がある程度高まり、かつ、事業に対する環境の保全と創造の観点からの意見が具体的に反映できる時期とすべきである。

(2) 法配慮書手続の導入とその特徴

- 今回の法改正に係る中央環境審議会の答申においては、戦略的環境アセスメントは、環境保全上重要な手続であり法において制度化すべきとした上で、事業の位置、規模等の検討段階における手続とすること、民間事業も対象とすること、事業の特性及び事業計画の決定プロセスを踏まえ事業の種類・特性等に応じた柔軟な制度とすること等が適当とされている。

今後の環境影響評価制度の在り方について（答申） 抜粋

（中央環境審議会、平成22年2月22日）

(2) 今回、我が国で導入すべきSEA制度の概要

今回、我が国で導入するSEA制度については、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性並びに環境影響評価制度の歴史的経緯や諸外国のSEAに係る制度の状況等を踏まえ、原則として以下の項目を含むものとし、事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすべきである。

ア 制度の対象

SEA制度の円滑な導入を推進する観点から、対象とする計画の段階については、現行のSEAガイドライン、条例・要綱等で対象としている個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべきである。

対象とする事業については、前述のとおり、既存のSEAガイドライン等を踏まえて個別事業の計画・実施段階前の段階を対象とすることを踏まえると、法が対象とする、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある第一種事業相当の事業を対象とすることが適当である。

実施主体については、今回、我が国で導入するSEAの検討段階は、諸外国では実施段階における環境影響評価の段階で民間事業者等が主体となって実施する場合もあることを踏まえれば、国等が行う公共事業だけでなく、民間事業も含めた事業の計画策定者も対象とすべきである。

- 戦略的環境アセスメントは、欧米においては、上位計画、政策等の立案段階から実施されるものとされているが、中央環境審議会の答申を踏まえ、法配慮書手続は、このうち、事業者が、原則として複数案について環境の保全の見地からの検討を行い、その結果を配慮書に取りまとめ、主務大臣の意見を聴く手続とされた。
- なお、住民等及び関係地方自治体の意見については、事業者による聴取が努力義務とされ、その具体的な手続については、事業の種類ごとに定められる主務省令に規定されることとされた。

(3) 条例に導入すべき戦略的環境アセスメントについて

- 戦略的環境アセスメントは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の策定・実施に当たって、早期段階から環境への配慮を行い、従来の事業の実施段階で行う環境影響評価では難しい柔軟な環境保全対策等を執りうること、また、事業者にとっても早期段階からの調査・予測・評価を通じ、重大な環境影響の回避・低減及びその後の環境影響評価の充実、効率化が図れる等の利点があることから、条例にも導入すべきである。
- 条例の対象事業には、法が対象とする事業の種類のほか、民間事業として実施される事業の種類を含むことを踏まえれば、今回、条例に導入すべき戦略的環境アセスメントは、法と同様、事業の位置、規模等の検討段階において、事業者が環境の保全及び創造の見地からの検討を行った結果について取りまとめた配慮書について、知事が環境の保全及び創造の見地から配慮すべき事項等について意見を述べ、事業者が、当該事業の位置、規模等の決定に際し、知事意見を考慮する手続（以下「条例配慮書手続」という。）とすべきである。
- 対象事業については、配慮書段階の検討の結果を従来の事業実施段階の環境影響評価に反映し、事業計画の立案から実施に至るまでの各段階において一体的な環境配慮を実施すべき観点から、条例の第一種事業を対象とすべきである。また、それに準じる規模の第二種事業については、事業者が任意で条例配慮書手続を実施することができるものとし、事業者が当該手続を行う際には、その旨を知事及び関係する市町村長に届出を行うこととすべきである。

なお、条例第一種事業と同等以上の規模である法第二種事業については、事業者が法配慮書手続の実施を任意に選択することができる制度とされたことから、法配慮書手続を実施しない場合においては、必ず、条例配慮書手続を実施するものとすべきである。
- 今回導入すべき条例配慮書手続における調査、予測及び評価については、事業計画の立案の手順や手法が事業の種類及び特性により大きく異なることから、それぞれの事業において、配慮書を作成する時点における計画の熟度に応じた適切な環境配慮事項の検討が実施されるよう、柔軟な手続とするものとし、法による基本的事項及び主務省令を踏まえつつ、調査等に係る技術的事項に関する指針の検討を行うべきである。

- 知事は、事業者に対する知事意見の作成に際しては、配慮書を縦覧に供し、環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者からの意見を求め、当該意見に配慮するものとすべきである。

なお、縦覧期間中、事業者は、配慮書をインターネット上に公表し、併せて、その期間内に、関係する地域内において配慮書の内容を周知させるために必要な措置を講じるよう努めることとすべきである。

- さらに、知事意見の作成に際し、方法書以降の手続と同様、京都府環境影響評価専門委員会の意見を聴くとともに、関係する市町村長の意見を聴くものとすべきである。

なお、知事意見を作成する期間については、これまでの法と条例の関係、及び、法第二種事業について法又は条例手続のいずれかの実施を求めるものとするを踏まえ、法配慮書手続における主務大臣の意見作成期間である90日と同等の期間とすべきである。

3 引き続き検討すべき事項等について

- 公共事業においては、個別の事業計画の決定に先立ち、基本計画等の上位計画を策定することが一般的であり、全国的には、この段階におけるパブリック・インボルブメントの事例等が蓄積されつつあるが、そのような施策の中で事業を位置付ける計画等の立案の段階から事業の実施までの各段階において、体系的に環境影響への配慮を検討することが重要である。

このような上位計画策定段階における戦略的環境アセスメント制度については、今回導入すべき条例配慮書手続の運用状況及び今後の国における法制度の在り方についての検討状況を踏まえつつ、引き続き検討していくものとする。

なお、現時点では、上位計画の策定段階において、パブリック・インボルブメント等により住民意見の聴取等の検討が実施されている場合には、配慮書にその概要を記載するとともに、環境配慮事項の検討に際しそれらに配慮すべきことを、技術指針等において規定することが望ましい。

- 条例の対象事業よりも小規模な事業においても、規模に関わらず、特定の環境要素に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるものがある。

それらについては、例えば、府公共事業事前評価要綱による総合的な検討や、事業者による自主的な環境影響調査等が行われている場合があるが、必ずしも、全ての事業で環境配慮が十分になされるものではない中で、個別の規制法による規制や政策的な保全措置と併せて、事業の規模及び環境への影響に応じた適切な環境配慮がなされるような取組が進められることが望まれる。

パブリック・コメント資料及び
提出された御意見等とこれに対する京都府の考え方

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子

1 条例改正の背景

- (1) 環境影響評価は、大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民等の意見を聴き、適切な環境保全対策を講じることを通じ、より環境への影響に配慮した事業とする環境保全上極めて重要な手続です。
- (2) 京都府では、平成11年6月、環境影響評価法（以下「法」という。）の施行とともに京都府環境影響評価条例（以下「条例」という。）を全面施行し、従来の要綱に基づく行政指導としての制度に代わり、法と条例が一体となった環境影響評価制度を運用しています。
- (3) 平成23年4月の法の一部改正により、新たに事業計画の決定前に行う「計画段階環境配慮書手続」（以下「配慮書手続」という。）が導入されたことを踏まえ、条例に同様の手続を導入しようとするものです。

※ 法改正事項のうち、方法書説明会の開催、図書のインターネット公表等の住民等の理解向上のための手続については、平成23年12月に条例を改正し、法と同時施行しております。

2 条例改正の考え方

- (1) 従来の法及び条例による環境影響評価は、事業計画の枠組みが決定した後、その諸元に基づき、詳細な調査、予測及び評価を行い、明らかになった環境影響に対し、環境保全措置を検討するもの（以下「事業アセス」という。）です。
事業アセスは、事業計画がほぼ固まっているため、精度の高い予測ができますが、明らかとなった環境影響に対し、柔軟に対応することは難しい場合があります。
- (2) 法に導入された配慮書手続は、いわゆる戦略的環境アセスメントの概念に含まれるもので、事業を実施しようとする者が、事業の位置、規模等の検討段階において、原則として複数案を環境面から比較・検討し、その結果について第三者の意見を聴き、計画の決定に反映させる手続です。
- (3) 計画の決定前に環境影響評価を行うことは、事業による環境影響に対する、より柔軟な環境保全措置を可能とするものであり、条例においても、法と同等の手続を導入するものです。

3 具体的な改正内容

(1) 配慮書手続の対象事業

- ア 条例第一種事業を実施しようとする者及び法第二種事業を実施しようとする者（法による配慮書手続を実施する者を除きます。）は、条例による配慮書手続を実施しなければならないものとします。
- イ 条例第二種事業を実施しようとする者は、条例による配慮書手続を実施することができるものとし、その場合においては、知事にその旨を届け出るものとします。

（事業の一覧表は別表のとおり）

- ① 条例第一種事業は、条例による事業アセスを必ず実施しなければならない事業です。第一種事業を実施しようとする者は、当該事業の計画の立案の段階で、配慮書手続を行わなければならないものとします。
- ② 法第二種事業は、規模としては条例第一種事業と同等の事業で、法による事業アセスの実施の必要の有無を許認可権者等が判定する事業です。法による配慮書手続については、事業者が実施をするかしないかを自ら選択できることとされました。法第二種事業を実施しようとする者が、法による配慮書手続を実施しない場合には、条例による配慮書手続を義務付けることとします。（つまり法か条例のいずれかの配慮書手続を実施する必要があることとなります。）
- ③ 条例第二種事業は、条例第一種事業に準じる規模の事業で、現行条例による事業アセスを実施する必要の有無を知事が判定する事業です。配慮書手続については、事業者自らが実施するかしないかを決定し、実施する場合には知事に届出を行うこととします。

(2) 配慮書手続の概要

ア 計画段階配慮事項の検討

(1)の事業を実施しようとする者（以下「事業者」といいます。）は、当該事業の計画の立案の段階において、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等を決定するに当たり、事業による環境影響を受けるおそれがあると想定される地域における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」といいます。）についての検討を行わなければならないものとします。

- ① 事業者は、原則として事業の位置・規模等に係る複数案を、環境面から比較、検討しなければならないものとします。
- ② なお、事業の特性により複数案を設定できない場合は、単一案を設定し、その理由を明らかにしなければならないこととする旨を、規則、技術指針等で規定することとします。

イ 配慮書の作成

事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果等を記載した配慮書及びその要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に提出しなければならないものとしします。

ウ 配慮書の公告及び縦覧等

(ア) 知事は、配慮書等の提出を受けたときは、速やかに、その旨を公告し、配慮書等の写しを公告の日から1月間縦覧に供するものとしします。

(イ) 事業者は、上記縦覧期間中、インターネットその他の方法により配慮書等を公表するものとしします。

法との相違：法では、事業者が縦覧等の主体とされています。

エ 住民等の意見書の提出

(ア) 配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに意見書を知事に提出することができるものとしします。

(イ) 知事は、意見提出期限後速やかに、意見書を事業者及び関係する市町村長に送付するものとしします。

法との相違：法では、住民意見の聴取は、事業者の努力義務とされています。
なお、聴取しない場合は、配慮書にその理由を記載しなければならないこととされています。

オ 知事意見書の作成

(ア) 知事は、配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの意見書を作成し、これを事業者に送付するとともに関係する市町村長にその写しを送付するものとしします。

(イ) 知事意見書の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴き、これを考慮するとともに、エの意見書の内容に配慮するものとしします。

条例による事業アセスにおける知事意見作成手順と同等の手法をとろうとするものです。

カ 配慮書手続中の手続の変更等

事業者は、配慮書の公告から方法書の公告までの間において、(1)の事業を実施しないこととした場合等においては、その旨を知事及び関係する市町村長に届け出るものとし、知事は、その内容を速やかに公告するものとします。

手続の過程において、事業を実施しないこととした場合や、事業の想定規模が縮小されるなどして対象事業でなくなった場合には、事業者はその旨を届出させ、知事はその内容を公告することにより、条例手続が終了したことをお知らせすることとするものです。

キ 事業計画の決定及び事業アセスへの反映

事業者は、配慮書の内容を踏まえ、知事及び住民等の意見を考慮して、事業が実施される区域等を決定し、方法書に配慮書手続において検討した事項を記載するものとします。

ク 都市計画に位置付けられる事業等の特例

対象事業が都市計画事業である場合には、当該配慮書手続は、都市計画決定権者が知事である場合は、知事が行うものとし、都市計画決定権者がその他の者である場合は、当該都市計画決定権者が行うことができるものとします。

条例による事業アセスと同様の枠組みとしようとするものです。

法及び条例対象事業一覧表

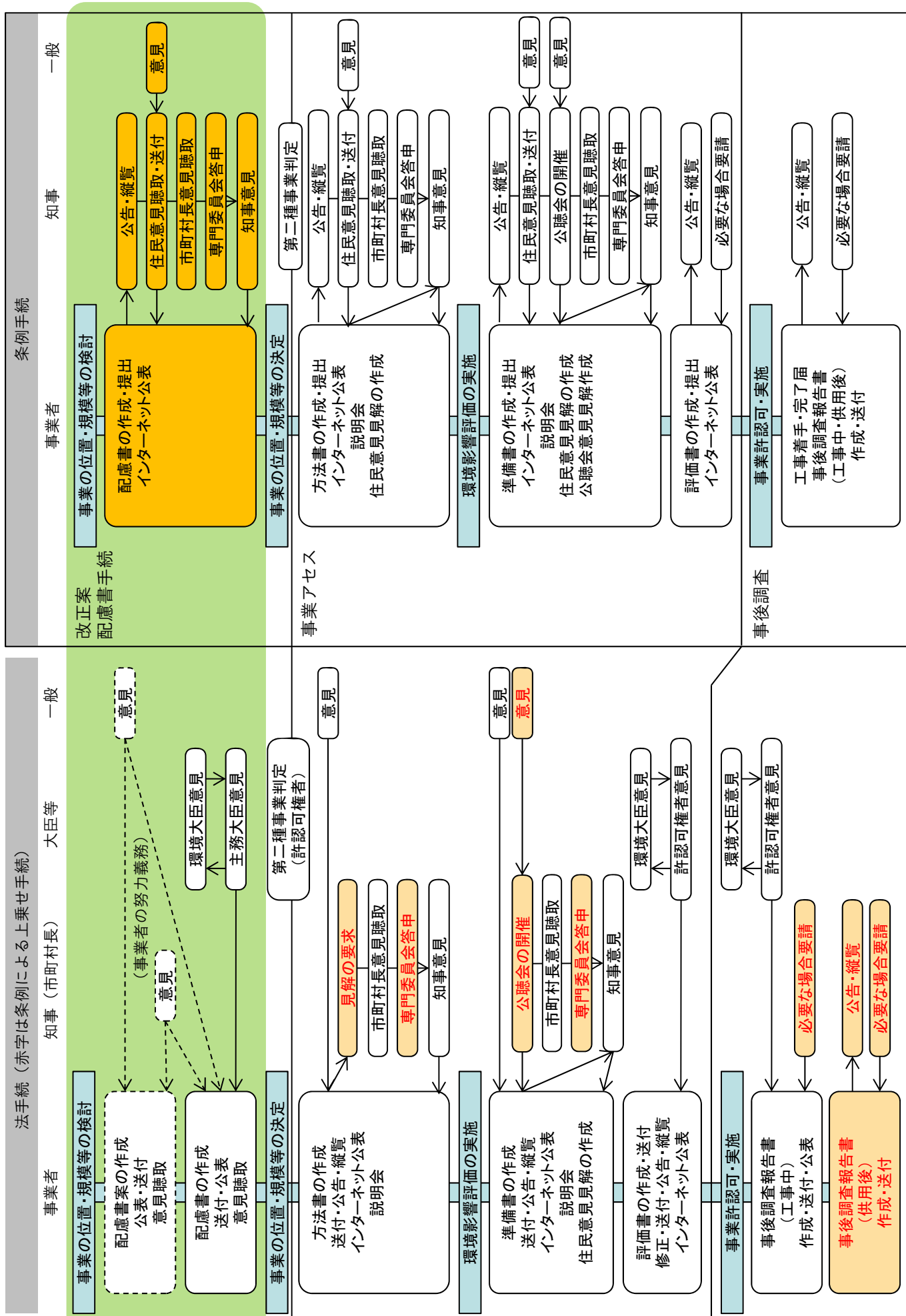
今回の改正案(条例配慮書手続)の対象事業

事業の種類・内容	法第一種事業	法第二種事業	条例第一種事業		条例第二種事業
	配慮書手続(法)	必須	事業者の任意		
(条例改正案)			法手続をしない場合必須※	必須	事業者の任意
事業アセス(法)	必須	許認可権者等が判定			
(条例)		法手続不要な場合必須※	必須		知事が判定
1 道路					
高速自動車国道	全て				
首都高速道路等	4車線以上のもの				
(1) 一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左		4車線・5km以上
(2) 林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左		幅員 6.5m・10km以上
(3) 特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上		
(4) その他の道路			4車線・7.5km以上		4車線・5km以上
2 ダム等					
(1) ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
(2) 堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
(3) 放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
3 鉄道					
新幹線鉄道	全て				
(1) 普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左		5km以上
(2) 新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左		5km以上
4 飛行場					
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左		1,400m以上
5 発電所					
(1) 水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左		16,500kW以上
(2) 火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左		84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上			
原子力発電所	全て				
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上		
6 廃棄物処理施設					
最終処分場	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上		
廃棄物焼却施設			処理能力 4t/時間以上		
し尿処理施設			処理能力 100kl/日以上		
7 水面の埋立て及び干拓					
	50ha超	40ha以上	同左		30ha以上
8 土地区画整理事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
9 新住宅市街地開発事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
10 工業団地の造成事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
11 新都市基盤整備事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
12 流通業務団地造成事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
13 住宅団地の造成事業					
	100ha以上	75ha以上	同左		50ha以上
14 工場又は事業場の設置					
			最大燃料使用量 15kl/h以上		10kl/h以上
			平均排水量 1万㎡/日以上		7,500㎡/日以上
15 農用地の造成					
			75ha以上		50ha以上
16 レクリエーション施設用地の造成					
			75ha以上		50ha以上
17 2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの					
			75ha以上		50ha以上

※ 地熱発電所を除く。

備考) 網掛け・太字 = 法第二種事業規模未満の事業又は法対象事業以外の事業を条例対象事業としているもの
 特定地域 = 自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域

法と条例改正案の骨子の手順フローの対比



※ 黄色の部分が今回追加を検討している手続です。

提出された御意見等の概要とこれに対する京都府の考え方

意見募集案件	「京都府環境影響評価条例の一部改正案」の骨子について
意見募集期間	平成25年10月4日（金）から10月28日（月）まで
意見提出者数	4名（メール3、ファックス1）
意見の件数	6件

項目	意見	府の考え方
全般	<p>開発事業に対し、より早い段階から環境アセスメントが行われるのは良いことである。</p> <p>その他趣旨に賛同の御意見 2件 計3件</p>	<p>事業計画の立案段階において適切な環境配慮がなされるよう、本制度の運用に努めます。</p>
第二種事業	<p>第二種事業を実施しようとする者について、配慮書手続を「実施しない」と判断したときに届出をさせるべきではないか。</p> <p>（趣旨） 現案の場合、事業計画者は、配慮書手続を実施しない場合には何もなくて良いこととなる。</p>	<p>事業によっては、検討当初は環境影響が軽微で、配慮書手続は不要としていても、事業計画を具体化させる中で、環境影響の懸念が明らかとなる場合が考えられます。</p> <p>このため、第二種事業を実施しようとする者が、いずれの時点からでも配慮書手続ができるよう、「実施する」ことを決定した際に、その旨を届け出ることとしたものです。</p>
知事意見	<p>知事意見の作成期間については、環境アセスメント手続を着実に進め、早期に環境に配慮した事業実施が可能となるよう適切な期間を設定してほしい。</p>	<p>知事意見作成期間は、規則において規定することとしています。</p> <p>法に基づく配慮書手続において、主務大臣の意見作成期間が、配慮書の提出後90日間であることを踏まえ、これと同等の期間とすることを検討します。</p>
環境配慮事項の検討手法等（技術指針）	<p>施行規則、技術的事項に関する指針の改定の検討にあたっては事業の種類・特性に応じた柔軟な制度となるようお願いしたい。また、以下の点に配慮願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数案の設定について、発電事業においては、地点、出力、燃料種、発電方式については、エネルギーセキュリティおよび立地制約等からその選択肢は限定されるため、全ての条件を満たす複数案は現実的に存在しないといった事業特性があること。 計画段階配慮事項の選定の考え方について、法の基本的事項に示されているように重大な影響を受けるおそれがあるものとして選定されるべきことから、方法書以降の事業アセスでの選定項目よりも項目が絞られたものであること。 調査・予測・評価手法の選定については、法の基本的事項にも示されているように、調査については原則として既存の資料の収集によることを基本とすべきであること、予測に関しては事例の引用等、配慮書段階では簡易な手法であること。 	<p>技術的事項に関する指針については、今後、府環境影響評価専門委員会の意見を聴いて、改定の検討を進めることとしています。</p> <p>事業計画の立案の手順、手法等については、事業の種類及び特性により大きく異なることから、配慮書手続実施時点での事業計画の熟度に応じ、適切な環境配慮事項の検討が実施されるよう、法の基本的事項、各事業の主務省令を踏まえて検討を行うこととします。</p>